

川崎市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市準用河川占用料徴収条例 平成12年 3 月24日 条例第29号 (流水占用料等の額) 第2条 流水占用料等の額は、別表に定める金額に、占用開始の日の属する月から占用終了の日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。ただし、占用期間が1月末満であるときは、その月数を1月とする。 2 前項の規定にかかわらず、占用期間が1月末満であるものについての流水占用料等の額は、同項の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。 3 流水占用料の額を算出する基礎となる占用の水量が毎秒0.01リットル未満であるとき、又は占用の水量に毎秒0.01リットル未満の端数があるときは、その全水量又はその端数の水量を切り捨てて計算するものとする。 4 土地占用料の額を算出する基礎となる占用の面積若しくは占用の長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又は占用の面積若しくは占用の長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。 5 前各項の規定により算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	○川崎市準用河川占用料徴収条例 平成12年 3 月24日 条例第29号 (流水占用料等の額) 第2条 流水占用料等の額は、別表に定める金額に、占用開始の日の属する月から占用終了の日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。ただし、占用期間が1月末満であるときは、その月数を1月とする。 2 前項の規定にかかわらず、占用期間が1月末満であるものについての流水占用料等の額は、同項の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。 3 流水占用料等の額を算出する基礎となる占用の水量が毎秒1リットル未満であるとき、又はその水量に毎秒1リットル未満の端数があるときは毎秒1リットルとし、占用の長さが1メートル未満であるとき、又はその長さに1メートル未満の端数があるときは1メートルとし、占用の面積が1平方メートル未満であるとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは1平方メートルとして計算する。 <新 設> 4 第1項及び第2項の規定により算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。